

JASSO

留学生の申し込みはできません

高校等で予約採用となった皆さんへ

日本学生支援機構奨学金 給付奨学金・貸与奨学金

奨学金の振り込み開始に必要な書類等を以下の説明会で配布いたします。高校等で予約採用となっている方は必ず以下のフォームから参加申し込みをしてください。
(※フォーム回答のない方は説明会に参加することはできません。)

【説明会 参加フォーム】



<https://onl.la/yi7kbZc>

【説明会 日時 / 場所】

いずれか都合の良い日時に参加してください。

4月13日(木) 受付 16:50~17:00 / 開始 17:00~ (B館5階 B052 講義室)

4月14日(金) 受付 16:50~17:00 / 開始 17:00~ (C館9階 C091 講義室)

4月19日(水) 受付 12:40~12:50 / 開始 12:50~ (B館5階 B052 講義室)

【持ち物】

- ① 「令和5年度大学等奨学生採用候補者決定通知【進学先提出用】」および該当書類一式
- ② 学生証 ③ 筆記用具

進学後の奨学金振り込みのための 3 STEP

01

進学後説明会に参加する
(必要書類を提出する)

説明会に参加できない場合はフォームより「参加不可」とご回答ください。授業や学内行事への参加、就業(Ⅱ部学生のみ)などやむを得ない事情の場合のみ後日資料を個別配布いたします。
※事前の回答がない場合、説明会終了後の配布は一切行いません。

02

インターネットより
進学届の入力を行う

説明会で配布された資料をもとに、インターネットよりご自身で「進学届」の入力を行ってください。
(必ず説明会で指定された期日以内に入力してください。)

03

奨学金の振り込み開始

採用の方は、2023年5月16日(火)に初回の振り込みがあります。
振り込み日以降にご自身で口座の確認をしてください。

お問い合わせ：文化服装学院 学務部学生課 奨学金担当

03-3299-2292/2593 (重田/帆足) 平日 9:00~17:00

奨学金は学生名義で支援を受けるものです。

手続き・質問等は学生自身が行うようにしてください。

提出書類について

提出書類に不備がある場合は、説明会に参加することができません

必ず全ての書類を揃えて提出してください

全員

令和5年度大学等奨学生採用候補者決定通知【進学先提出用】

ミシン目を切り取り、「進学先提出用」裏面の【進学後記入欄】を記入のうえ、提出してください。

※ページ下部のチェックも該当箇所は必ずご記入ください。

該当者

「入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書」および日本政策金融公庫からの通知文のコピー

令和5年度大学等奨学生採用候補者決定通知【進学先提出用】表面の「2. 採用候補者となった奨学金の内容について」で「入学時特別増額貸与奨学金（有利子）」欄が【日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込：必要】と記載があり、かつ入学時特別増額貸与奨学金の利用を希望している方、もしくは今から新たに申し込みを希望する方は下記書類を提出する必要があります。

以下の2点を「令和5年度大学等奨学生採用候補者決定通知【進学先提出用】」とあわせて提出してください。

- ① ○予約採用時に既に申し込んでいる方→【入学時特別増額貸与奨学金採用候補者用】「入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書」（以下に様式添付）
○今から新たに申込を希望する方→【入学時特別増額貸与奨学金申込者用】「入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書」（以下に様式添付）
- ② 融資できないことが記載された日本政策金融公庫からの通知文のコピー

該当者

「通学形態変更届兼自宅外証明書送付状」およびアパートマンションの賃貸借契約書等 自宅外通学の証明書、または入寮証明書

令和5年度大学等奨学生採用候補者決定通知【進学先提出用】裏面の「2. 給付奨学金について」で「進学届にて「自宅外通学」を選択します」にチェックをした方は、自宅外通学であることの証明書を提出してください。

以下の2点を提出してください。

- ① 「通学形態変更届兼自宅外証明書送付状」（以下に様式添付）
- ② アパートマンションの賃貸借契約書等自宅外通学の証明書、または入寮証明書など

※賃貸借契約書等の場合：氏名、賃料、住所、契約期間、入居者、契約者サインの記載欄
入寮証明書等の場合：文化服装学院専用寮は「入寮証明書」その他の寮は「入館証明書」

【入学時特別増額貸与奨学金採用候補者用】

「採用候補者決定通知」にて、入学時特別増額貸与奨学金について「日本政策金融公庫の『国の教育ローン』の申込必要」と記載された人は、進学後、この様式を進学先の学校へ提出する必要があります。

入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書

(西暦) 年 月 日

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

入学時特別増額貸与奨学金の申込みにあたり、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を下記のとおり申し込みましたが、融資を受けることができなかったことを申告します。

1. 申告者（採用候補者本人） ※採用候補者本人が記入

登録番号	— 1 0 0 —										1 0 7											
フリガナ											生年月日		※学生本人の生年月日を記入									
氏名													(西暦) 年 月 日生									
進学先	学校名																					
	学部・研究科											学科・専攻										

2. 「国の教育ローン」の申込みについて ※申込者（保護者等）又は採用候補者本人のいずれかが記入

申込者 (保護者等)	氏名											採用候補者本人から見た関係（続柄）									
申込年月日	(西暦) 年 月 日										※「国の教育ローン」を申し込んだ日を記入										
申込先 金融機関	公庫 銀行 金庫等										支店										

3. 添付書類について

融資できない旨を記載した日本政策金融公庫発行の通知文のコピー

（圧着はがきの場合は、申込者氏名が印字されている宛名面も併せてコピーしたもの）を、

本申告書に **〔 添付します ・ 添付できません 〕** ←どちらかに○

「添付できません」を選択した場合は、
必ず裏面も記入してください。

[進学先学校記入欄]

学校番号	6	4	1	1	4	1	-	0	0
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

4. 融資できない旨を記載した日本政策金融公庫発行の通知文のコピーを添付できない事情等について



**融資ができない理由が以下の場合、この申告書を提出しても、
入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けることはできません。**

- ・借入申込人世帯の年間収入（所得）が公庫の示す金額を超えている場合
- ・日本政策金融公庫からの借入申込上限額を超えている場合
- ・教育資金以外の使途である場合
- ・保護者等以外による申込みの場合

「融資できない旨を記載した日本政策金融公庫発行の通知文のコピー」を添付できない場合は、
以下ア・イのうち該当する理由に○をつけ、必要事項を漏れなく記入してください。

ア 申込先金融機関において融資できない旨の通知を文書で発行していないため

結果の通知方法 (あてはまるものに○)	・ 金融機関窓口で口頭にて結果を知らされた。 ・ 電話で結果を知らされた。 ・ その他 ()
融資できない理由	

イ 「融資できない旨を記載した公庫発行の通知文」を紛失し、再発行を依頼したが断られたため

「融資できない旨を記載した公庫発行の通知文」は再発行が可能ですので、原則、金融機関に再発行を依頼してください。再発行されなかった場合に限り、下記の欄に記入し、本紙を提出することができます。
なお、再発行の依頼状況について、進学先の学校を通じてあなたに照会することがあります。

再発行を依頼した日	(西暦) 年 月 日
再発行を断られた日	(西暦) 年 月 日
再発行を断られた理由	
融資できない理由	

万一、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込んでいないことが判明した場合は、入学時特別増額貸与奨学金の採用を取り消します。

この場合、既に振り込まれた入学時特別増額貸与奨学金（第二種奨学金の採用候補者の場合は、第二種奨学金も併せて）の全額を返金しなければなりません。

- 入学時特別増額貸与奨学金を辞退する場合、本申告書と添付書類は提出不要です。進学後、インターネットによる進学届の提出時に必ず辞退の入力をしてください。
- 「入学時特別増額貸与奨学金」は日本学生支援機構の奨学金ですので、申込みや手続きに関する照会等は、公庫ではなく在学学校にお問合せください。
- 「国の教育ローン」は日本政策金融公庫の融資ですので、申込みや手続きに関する照会等は、公庫にお問合わせください。
- 日本政策金融公庫「国の教育ローン」の融資を受けることができた方、申込み手続きを途中で取り下げた方、収入が高い等で日本政策金融公庫が定める申込みの要件を満たさない方又は申込みをしていない方は入学時特別増額貸与奨学金を利用できません。

【入学時特別増額貸与奨学金申込者用】

国の教育ローンを申し込む必要がない「申告不要者」はこの申告書等の提出は不要です。

在学大学等・大学院共通

本人 → 学校 → 機構

入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書

(西暦) 年 月 日

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

入学時特別増額貸与奨学金の申込みにあたり、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を下記のとおり申し込みましたが、融資を受けることができなかったことを申告します。

1. 申告者（学生等） ※学生等本人が記入

フリガナ			生年月日	※学生等本人の生年月日を記入 (西暦) 年 月 日生
氏 名				
在 学 校	学校名		学籍番号	
	学部・研究科		学科・専攻	

2. 「国の教育ローン」の申込みについて ※申込者（保護者等）又は学生等本人のいずれかが記入

申込年月日	(西暦) 年 月 日	※「国の教育ローン」を申し込んだ日を記入		
申 込 者 (保護者等)	氏名		学生等本人から見た関係（続柄）	
申 込 先 金 融 機 関	公庫 銀行 金庫等 支店			

3. 添付する書類について

添付書類（該当する□に✓チェックしてください）	提出対象者
☐ 「国の教育ローン」を融資できない旨を記載した日本政策金融公庫発行の通知文のコピー ※ <u>圧着はがきの場合は、申込者氏名が印字されている宛名面も併せてコピーして添付してください。</u> 「添付できない」場合は、 <u>必ず裏面も記入してください。</u>	本申告書提出者は 全員
☐ 「入学時特別増額貸与奨学金に係る貸与総額増額願」	第二種奨学金を申し込んだ人 ※「第一種奨学金」と「入学時特別増額貸与奨学金」のみを申し込んだ人は添付不要

学校記入欄

学 校 番 号	641141
学 校 名	文化服装学院
学校電話番号	03-3299-2292/2593
担当者氏名	重田/帆足

在学大学等・大学院共通(2023.04)

4. 融資できない旨を記載した日本政策金融公庫発行の通知文のコピーを添付できない事情等について



融資ができない理由が以下の場合は、この申告書を提出しても、
入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けることはできません。

- ・借入申込人世帯の年間収入（所得）が公庫の示す金額を超えている場合
- ・日本政策金融公庫からの借入申込上限額を超えている場合
- ・教育資金以外の使途である場合
- ・保護者等以外による申込みの場合

「融資できない旨を記載した日本政策金融公庫発行の通知文のコピー」を添付できない場合は、
以下 ア・イ のうち該当する理由に○をつけ、必要事項を漏れなく記入してください。

ア 申込先金融機関において融資できない旨の通知を文書で発行していないため

結果の通知方法 (あてはまるものに○)	・ 金融機関窓口で口頭にて結果を知らされた。 ・ 電話で結果を知らされた。 ・ その他 ()
融資できない理由 (必須)	

イ「融資できない旨を記載した公庫発行の通知文」を紛失し、再発行を依頼したが断られたため

「融資できない旨を記載した公庫発行の通知文」は再発行が可能ですので、原則、金融機関に再発行を依頼してください。

再発行されなかった場合に限り、下記の欄に記入し、本紙を提出することができます。

なお、再発行の依頼状況について、進学先の学校を通じてあなたに照会することがあります。

再発行を依頼した日	(西暦)	年	月	日
再発行を断られた日	(西暦)	年	月	日
再発行を断られた理由				
融 資 できない理 由				

万一、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込んでいないことが判明した場合は、入学時特別増額貸与奨学金の採用を取り消します。

この場合、既に振り込まれた入学時特別増額貸与奨学金（第二種奨学金の採用候補者の場合は、第二種奨学金も併せて）の全額を返金しなければなりません。

- 入学時特別増額貸与奨学金を辞退する場合、本申告書と添付書類は提出不要です。進学後、インターネットによる進学届の提出時に必ず辞退の入力をしてください。
- 「入学時特別増額貸与奨学金」は日本学生支援機構の奨学金ですので、申込みや手続きに関する照会等は、公庫ではなく在学校にお問合せください。
- 「国の教育ローン」は日本政策金融公庫の融資ですので、申込みや手続きに関する照会等は、公庫にお問合わせください。
- 日本政策金融公庫「国の教育ローン」の融資を受けることができた方、申込み手続きを途中で取り下げた方、収入が高い等で日本政策金融公庫が定める申込みの要件を満たさない方又は申込みをしていない方は入学時特別増額貸与奨学金を利用できません。

通学形態変更届(自宅外通学)

独立行政法人
日本学生支援機構理事長 殿

奨学生・予約採用候補者→学校
→自宅外センター

私は、下記のとおり通学形態変更を願います。
なお、確認書で確認し、同意した内容から、通学形態変更に伴う給付月額及び第一種奨学金貸与月額の変更について、
確認書並びに日本学生支援機構諸規程に定める取扱いに従うことを誓約します。

提出日	西暦 20 年 月 日
生年月日	西暦 年 月 日
学籍番号	
フリガナ	
氏名 (自署)	

黒い太枠線内は正確に、もれなく記入し、学校に提出してください。**未記入の場合は不備返送となります。**

大学 文化服装学院	短期大学	在籍の課程	学部 専攻科	在籍の学科 専攻科	年次	奨学生番号 (注1) 5 2 0	又は	採用候補者決定通知登録番号 (注1・注2) —	進学届入力日 (注1) 月 日
--------------	------	-------	-----------	--------------	----	---------------------	----	----------------------------	--------------------

(注1) **奨学生番号が付番されている場合**は、奨学生番号を記入してください。予約採用者で、**奨学生番号付番前に提出する場合は、採用候補者決定通知登録番号及び進学届入力日を記入してください。**
採用候補者決定通知登録番号を使用する場合、「進学届入力日」欄が未記入であれば返送となります。必ず進学届を入力後、入力日を記入してから提出してください。
(注2) 4月より進学予定で、**進学届入力前に提出する場合(3月中の学校が指定する締切まで)**は、採用候補者決定通知登録番号を記入して下さい。その場合、「進学届入力日」欄は空欄で構いません。
※3月中の学校が指定する締切後に本届出を提出する場合は進学届を提出し、(注1)に記載のとおりに記入してください。
本様式に記載された学校と進学届記載の学校が不一致の場合、本様式を再度作成し、進学先の学校を通じて改めて本様式及び自宅外証明書類の提出が必要となります。

■ 通学形態変更 自宅通学 → 自宅外通学

自宅外通学要件 及び提出書類の確認	裏面「自宅外通学要件確認チャート」を確認し、以下の「対象区分」に該当することを確認 (該当する「対象区分」に☑を記入し、証明書類を添付) ⇒ □A □B □C □D □E □F □G		
自宅外への入居日	西暦 年 月 日	入居	入居日(または採用決定月)から届出日(注3)まで3か月以内に入居日の属する月が変更始期(注4) 入居日(または採用決定月)から届出日(注3)まで3か月経過→届出日の属する月が変更始期(注4)
契約期間	西暦 年 月 日 ~ 西暦 年 月 日		
家賃・寮費発生年月日 (注5)	西暦 年 月 日	いずれかに該当する 場合☑を記入	□フリーレントにより、左に記載の年月日から家賃・寮費発生。 □住所変更はないが左に記載の年月日から自宅外要件に該当。
自宅外住所			
生計維持者①(現住所)	生計維持者①(続柄:) 氏 名 :	〒	
生計維持者②(現住所)	生計維持者②(続柄:) 氏 名 :	〒	
主に通学している キャンパスの住所	〒151-8522 東京都渋谷区代々木3-22-1		
自宅外要件	下記①～④に当てはまるかどうか☑を記入してください。 ①～④に当てはまらず特別な理由がある場合は、⑤その他の詳細欄に記入をしてください。		当てはまる
⑤その他やむを得ない特別な事情を選択する場合	①実家から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上(目安)		
1. ①～④に当てはまらない場合は必須です。学業に関連がない場合は、認められません。	②実家から大学等までの通学時間が片道120分以上(目安)		
2. 入寮義務がある場合は、⑤の詳細に"入寮義務有"と記入してください。	③実家から大学等までの通学費が月1万円以上(目安)		
	④実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であり、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間 当り1本以下(目安)		
	⑤その他やむを得ない特別な事情		詳細:

(注3) 自宅外通学事務処理センターにおいて自宅外通学に係る証明書類の受付をした日となります。
(注4) 自宅外通学への変更始期として認められるのは自宅外要件を満たし、かつ給付奨学金の支給始期年月以降となります。支給始期年月より前に遡ることはありません。
(注5) 家賃・寮費発生年月日は支払日・口座振替日ではありません。(例: 契約期間が2023年4月1日から2024年3月31日までであり、家賃が4月1日分から発生している場合は2023年4月1日を記入。)
「住所変更はないが左に記載の年月日から自宅外要件に該当」にチェックされる場合、家賃・寮費発生年月日と自宅外への入居日は同じ日付を記入してください。

- 通学形態変更に基づき、給付月額および第一種奨学金貸与月額を変更します。
- 第一種奨学金の貸与月額については、法令等の規定に基づき増額又は減額(複数あるときは機構の定める額)にします。
選択可能な月額に変更したい場合は、第一種奨学金貸与月額変更願(届)(貸与様式2-1又は貸与様式2-2)で願(届)出てください。
- 通学形態変更による第一種奨学金貸与月額の増額に伴い、第一種奨学金の「変更後の借入金額(予定・総額)」が返還誓約書に印字の借入金額を上回る場合は、後日、「貸与奨学金増額同意書」の提出が必要になります。(学校を通じてお渡します。)

・ 自宅外通学に係る証明書類の添付が必要です。

裏面「自宅外通学要件確認チャート」のいずれかの「対象区分」に該当することを確認し、該当する「提出書類」を本届にホチキス留めして提出してください。 ※提出された書類は返却しません。

学校確認欄 (☑を記入)	以下の「対象区分」に該当し、必要書類が添付されていることを確認済 □A □B □C □D □E □F □G							
電話番号(担当者名) 03 - 3299 - 2292/2593 (重田/帆足)				学校番号 6 4 1 1 4 1		区分 0 0		

上記記載のとおり相違ないことを証明します。

(学校の証明)	20 年 月 日
学 校 名	文化服装学院
関係課長(※)	相原 幸子
※証明者は課長相当職以上の方としてください。	

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

通学形態変更届(自宅外通学)(裏面)

自宅通学のため申請不可

※2 入寮の事実の証明	・奨学生氏名及び寮名、住所の記載があり、寮費の発生と入寮日(寮費発生日)がわかるもの(在寮証明書、入館証明書でも可) ・寮費の証明は学校パンフレット等の記載箇所のコピーでも可(入寮許可証等に学校担当部署による追記・学校の印を押印した証明でも可) ・寮費(部屋代)が発生していない期間は自宅通学扱い(水道光熱費、食費、医療費等は寮費(部屋代)とみなさない) ■機構で書式を準備しておりますのでご利用ください(自立援助ホーム等の入所証明としても利用可)「入寮(入所)証明書」
※3 賃貸借契約書	・契約期間を含め、貸主借主、入居者、家賃等契約内容が全て記載された箇所をコピーした賃貸借契約書(個人間契約の場合は※7参照) ・労務契約で給料から家賃が差し引かれている場合は、賃貸借契約書に代えて労務契約書の提出でも可
※4 領収書支払実績証明書	奨学生又は生計維持者宛に、不動産業者又は家主が発行した領収書で、自宅外通学を開始した年月のもの 【記載項目】宛名・家賃を領収した旨・金額・何月分の家賃の領収書なのか(自宅外通学開始月分)・家主の署名と押印・発行日
※5 居住証明書	・不動産業者(管理会社含む)又は家主発行のもの、奨学生が生計維持者と別に居住していることを証明するものに限る ・居住証明書の提出が困難な場合は、入居申込書や火災保険等の保険契約申込書のコピー(入居者欄に生計維持者の記載のないものに限る)に代えることが可能 ※住民票、免許証や在留カードを居住証明として取り扱うことはできません(改氏名等の証明としてコピーの提出は可)
※6 契約期間外の証明	契約書の契約期間が切れている場合は以下のいずれかの追加書類が必要(自動更新欄のみの提示は不可) ・当該物件について奨学生名義の公共料金の領収書コピー(契約期間が更新された以降の月のもの) ・家賃の領収書(※4)(不動産業者・家主発行、奨学生宛) ・奨学生の居住証明書(※5)(コピー可、不動産業者又は家主発行のもの) ・更新した賃貸借契約書の写し(※3)
※7 個人間の賃貸借契約	親戚の持家に住んでいる等、賃貸借契約書が発行されない場合に自宅外の証明となるもの 本人又は生計維持者契約の場合は上表チャートのE又はFに準ずる。第三者契約の場合は区分C又はDに準ずる。 ・奨学生又は生計維持者と家主間の賃貸借契約書に代わる取決めがわかるものを提出 【記載項目】家賃を支払っている物件の住所・奨学生氏名・入居日・契約期間・月額家賃・家主の署名・本人の署名・契約日 提出できない場合は自宅外通学であることを証明することができないため自宅通学とする。 ■機構で書式を準備しておりますのでご利用ください。「賃貸借契約証明書(個人間)兼居住証明書」

◆◆チェックシート◆◆

学校提出日
月 日

提出前に記入漏れ等がないよう確認してください。

届出用紙や添付書類に不備がある場合は、自宅外月額への変更処理が遅れます。

(通学形態変更届(自宅外通学))

	チェック項目	☒ チェック
1	奨学生番号や氏名,学校名は記入されていますか？ 4月より進学予定で,進学届提出前に本届を提出する場合は採用候補者決定通知登録番号を記入してください。 進学届を提出済で奨学生番号が付されていない場合は, 採用候補者決定通知登録番号と進学届提出日を記入してください。(在学採用者は奨学生番号のみ記入)	☐
2	氏名欄は自署していますか？(印字は不可です)	☐
3	自宅外への入居日は記入していますか？記入している入居日を基準に自宅外通学に係る審査を行います。 なお、支給開始年月より遡った自宅外月額の支給はありません。	☐
4	賃貸借契約書(入寮証明)等に記入されている契約期間を記入してください。	☐
5	同居の生計維持者の転居により自宅外要件を満たす場合は、自宅外要件を満たす年月日を自宅外への入居日欄に記入してください。 ※生計維持者の転居により自宅外申請を希望する場合は、賃貸借契約書記載の貸主・仲介業者等に、 生計維持者と①別居した年月と②別居である旨 を記載した「居住証明書」を発行してもらっていますか？ フリーレント(家賃特約)がある場合は、 何月分の家賃から発生しているか家賃発生年月日 を記入してください。	☐
6	生計維持者①②に記入漏れはありませんか。2人いる場合は①②とも記入が必要です。	☐
7	主に通学しているキャンパスの住所は記入していますか？	☐
8	自宅外要件を満たしているかどうか確認していますか？ 当てはまるものに ☒ を記入してください。 ⑤を選択した場合は、学業継続に支障が生じる理由を記入してください。	☐
9	進学前に提出される場合、本様式に記載された学校が実際の進学先と異なる場合は進学先の学校で再提出が必要となります。	☐

(賃貸借契約書・更新契約書)

	チェック項目	☒ チェック
1	契約者・名義人は記載されていますか？	☐
2	契約者が奨学生本人ではない場合,入居者欄に奨学生本人が記載されていますか？	☐
3	生計維持者と同居していないことが確認できますか？ 入居者欄に生計維持者の氏名がある場合、 奨学生のみ が居住していることが分かる居住証明書を貸主(不動産業者)に発行してもらって下さい。	☐
4	契約期間が切れている場合は,契約更新後の公共料金の領収書(奨学生本人名義)が添付されていますか？	☐
5	契約期間(更新期間含む)に入居日が含まれていますか？	☐
6	月額家賃が記載されていますか？	☐
7	※契約者が奨学生本人・生計維持者ではない場合 奨学生本人・生計維持者が家賃を負担していることがわかる領収書等の添付がありますか？	☐

(入寮証明書)

	チェック項目	☒ チェック
1	奨学生本人が入寮している記載がありますか？	☐
2	入寮日又は入寮期間が記載されていますか？	☐
3	入寮開始月から毎月寮費(部屋代)がいくら発生しているか確認できますか？ ※水道光熱費等の負担のみで、部屋代の負担がない場合は、自宅外要件を満たさないため自宅外通学の申請はできません。 入寮証明書に寮費の記載がない場合は、寮費(部屋代)がかかることがわかる規定やパンフレット等の添付が必要です。	☐
4	入寮が義務付けされている場合は、その証明書を添付していますか？ 自宅外要件⑤に入寮義務があることを記入してください。	☐
5	寮の所在地が記載されていますか？	☐

通学形態変更届(自宅外通学)

奨学生・予約採用候補者→学校
→自宅外センター

独立行政法人
日本学生支援機構理事長 殿

私は、下記のとおり通学形態変更を願います。
なお、確認書で確認し、同意した内容から、通学形態変更に伴う給付月額及び第一種奨学金貸与月額の変更について、
確認書並びに日本学生支援機構諸規程に定める取扱いに従うことを誓約します。

黒い太枠線内は正確に、もれなく記入し、学校に提出してください。**未記入の場合は不備返送となります。**

大学 文化服装学院		短期大学	在籍の課程	学部 課程	在籍の学科	学科(科) 研究科	年次	提出日	西暦	20	年	月	日
学校								生年月日	西暦	年	月	日	
								学籍番号					
								フリガナ					
								氏名 (自署)					
奨 学 生 番 号 (注1)					採用候補者決定通知登録番号 (注1・注2)				進学届入力日 (注1)				
5	2		0	記入不要				採用候補者決定通知に記載の番号を必ず記入ください					記入不要 日

(注1) **奨学生番号が付番されている場合**は、奨学生番号を記入してください。予約採用者で、奨学生番号付番前に提出する場合は、採用候補者決定通知登録番号及び進学届入力日を記入してください。
採用候補者決定通知登録番号を使用する場合、「進学届入力日」欄が未記入であれば返送となります。必ず進学届を入力後、入力日を記入してから提出してください。
(注2) 4月より進学予定で、**進学届入力前に提出する場合(3月中の学校が指定する締切まで)**は、採用候補者決定通知登録番号を記入して下さい。その場合、「進学届入力日」欄は空欄で構いません。
※3月中の学校が指定する締切後に本届出を提出する場合は進学届を提出し、(注1)に記載のとおり記入してください。
本様式に記載された学校と進学届記載の学校が不一致の場合、本様式を再度作成し、進学先の学校を通じて改めて本様式及び自宅外証明書類の提出が必要となります。

■ 通学形態変更 自宅通学 → 自宅外通学

自宅外通学要件 及び提出書類の確認	裏面「自宅外通学要件確認チャート」を確認し、以下の「対象区分」に該当することを確認 自宅外通学要件確認チャートの該当する対象区分に✓ください (該当する「対象区分」に✓を記入し、証明書類を添付) ⇒ ☐ A ☐ B ☐ C ☐ D ☐ E ☐ F ☐ G												
自宅外への入居日	西暦	年	月	日	自宅外への入居日を記入ください ➡ 入居日(または採用決定月)から届出日(注3)まで3か月以内に入居日の属する月が変更始期(注4) ➡ 入居日(または採用決定月)から届出日(注3)まで3か月経過→届出日の属する月が変更始期(注4)								
契約期間	西暦	年	月	日	賃貸借契約書に記載の契約期間を記入ください								
家賃・寮費発生年月日 (注5)	西暦	年	月	日	家賃・寮費発生年月日は基本的に契約期間開始日にあたりませんが、フリーレント期間がある場合は、正確な発生年月日を記入ください ☐ フリーレントにより、左に記載の年月日から家賃・寮費発生。 ☐ 住所変更はないが左に記載の年月日から自宅外要件に該当。								
自宅外住所	賃貸借契約書等に記載された住所を記入ください												
生計維持者①(現住所)	生計維持者①(続柄:) 〒												
生計維持者②(現住所)	氏 名 生計維持者を記入ください(原則、父母) 生計維持者②(続柄:)												
主に通学している キャンパスの住所	〒151-8522 東京都渋谷区代々木3-22-1												
自宅外要件	下記①～④に当てはまるかどうか✓を記入してください。 下記いずれかに✓がない場合は不備です ①～④に当てはまらず特別な理由がある場合は、⑤その他の詳細欄に記入をしてください。 当てはまる												
⑤その他やむを得ない特別な事情を選択する場合 1. ①～④に当てはまらない場合は必須です。学業に関連がない場合は、認められません。 2. 入寮義務がある場合は、⑤の詳細に"入寮義務有"と記入してください。	①実家から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上(目安)												
	②実家から大学等までの通学時間が片道120分以上(目安)												
	③実家から大学等までの通学費が月1万円以上(目安)												
	④実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であり、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下(目安)												
	⑤その他やむを得ない特別な事情 詳細:												

(注3) 自宅外通学事務処理センターにおいて自宅外通学に係る証明書類の受付をした日となります。
(注4) 自宅外通学への変更始期として認められるのは自宅外要件を満たし、かつ給付奨学金の支給始期年月以降となります。支給始期年月より前に遡ることはありません。
(注5) 家賃・寮費発生年月日は支払日・口座振替日ではありません。(例: 契約期間が2023年4月1日から2024年3月31日までであり、家賃が4月1日分から発生している場合は2023年4月1日を記入。)
「住所変更はないが左に記載の年月日から自宅外要件に該当」にチェックされる場合、家賃・寮費発生年月日と自宅外への入居日は同じ日付を記入してください。

- 通学形態変更に基づき、給付月額および第一種奨学金貸与月額を変更します。
- 第一種奨学金の貸与月額については、法令等の規定に基づき増額又は減額(複数あるときは機構の定める額)にします。
選択可能な月額に変更したい場合は、第一種奨学金貸与月額変更願(届)(貸与様式2-1又は貸与様式2-2)で願(届)出してください。
- 通学形態変更による第一種奨学金貸与月額の増額に伴い、第一種奨学金の「変更後の借用金額(予定・総額)」が返還誓約書に印字の借用金額を上回る場合は、後日、「貸与奨学金増額同意書」の提出が必要となります。(学校を通じてお渡しします。)

・ 自宅外通学に係る証明書類の添付が必要です。

裏面「自宅外通学要件確認チャート」のいずれかの「対象区分」に該当することを確認し、該当する「提出書類」を本届にホチキス留めして提出してください。 ※提出された書類は返却しません。

学校確認欄 (✓を記入)	以下の「対象区分」に該当し、必要書類が添付されていることを確認済 ☐ A ☐ B ☐ C ☐ D ☐ E ☐ F ☐ G												
電話番号(担当者名) 03-3299-2292/2593 (重田・帆足)						学校番号				区分			
						6	4	1	1	4	1	0	0

上記記載のとおり相違ないことを証明します。

(学校の証明) 20 年 月 日

学 校 名 **文化服装学院**
関係課長(※) **相原 幸子**

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

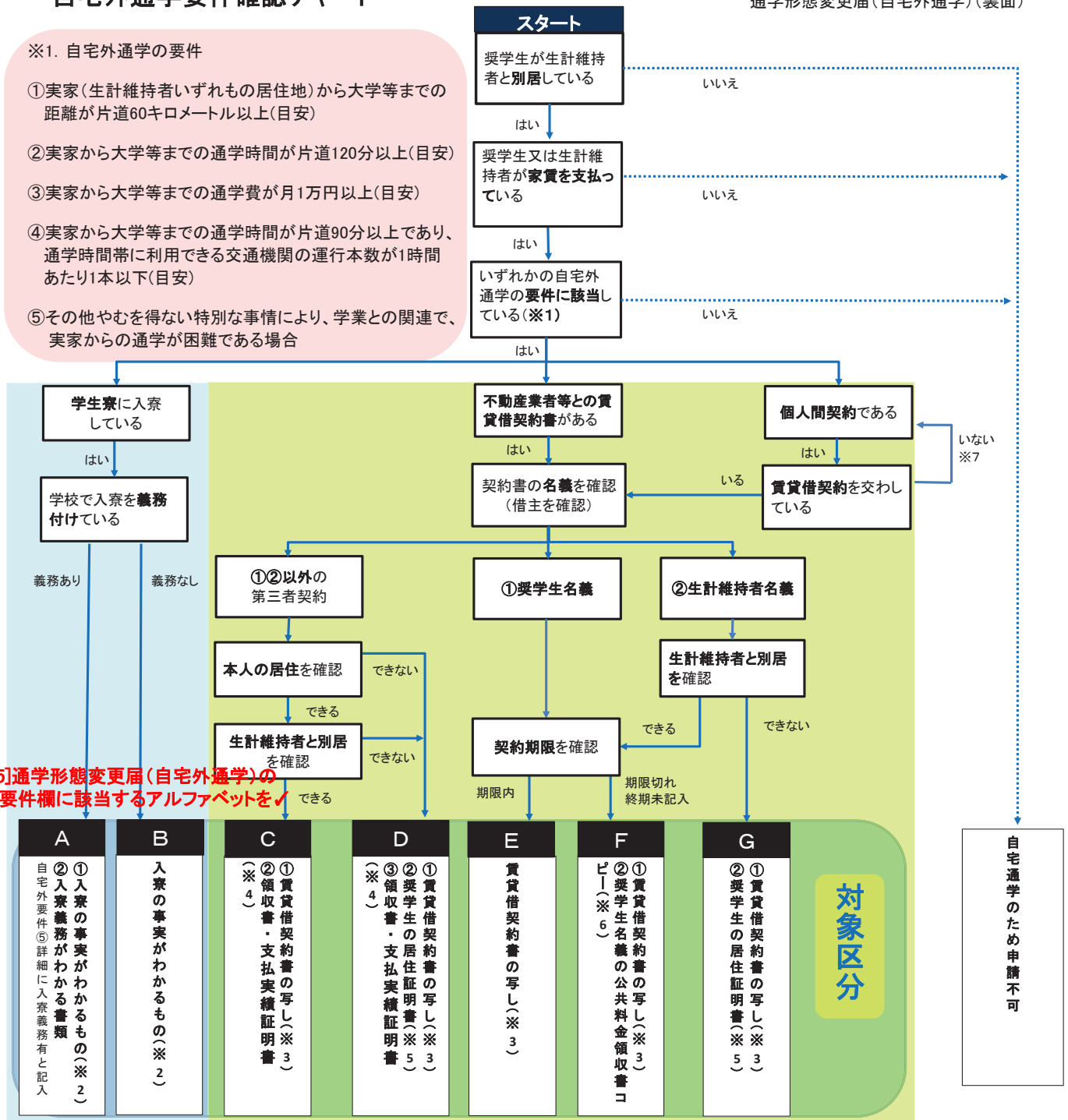
ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

記入例 自宅外通学要件確認チャート

通学形態変更届(自宅外通学)(裏面)

※1. 自宅外通学の要件

- ①実家(生計維持者いずれもの居住地)から大学等までの距離が片道60キロメートル以上(目安)
- ②実家から大学等までの通学時間が片道120分以上(目安)
- ③実家から大学等までの通学費が月1万円以上(目安)
- ④実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であり、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間あたり1本以下(目安)
- ⑤その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合



[給付様式35]通学形態変更届(自宅外通学)の
自宅外通学要件欄に該当するアルファベットを✓

自宅外通学を開始した年月とは、自宅外へ入居したかつ自宅外要件を満たした月のことです。

(例) 2023/4/1に親元を離れた同居へ入居したが、家賃は4/1から5/31まで発生せず、6/1から発生する。⇒ 自宅外要件を満たす月は2023/6となる。

※2 入寮の事実の証明	・奨学生氏名及び寮名、住所の記載があり、寮費の発生と入寮日(寮費発生日)がわかるもの(在寮証明書、入館証明書でも可) ・寮費の証明は学校パンフレット等の記載箇所のコピーでも可(入寮許可証等に学校担当部署による追記し押印による証明でも可) ・寮費(部屋代)が発生していない期間は自宅通学扱い(水道光熱費、食費、医療費等は寮費(部屋代)とみなさない) ■機構で書式を準備しておりますのでご利用ください(自立援助ホーム等の入所証明としても利用可)「入寮(入所)証明書」
※3 賃貸借契約書	・契約期間を含め、貸主借主、入居者、家賃等契約内容が全て記載された箇所をコピーした賃貸借契約書(個人間契約の場合は※7参照) ・労務契約で給料から家賃が差し引かれている場合は、賃貸借契約書に代えて労務契約書の提出でも可
※4 領収書 支払実績証明書	奨学生又は生計維持者宛に、不動産業者又は家主が発行した領収書で、自宅外通学を開始した年月のもの 【記載項目】宛名・家賃を領収した旨・金額・何月分の家賃の領収書なのか(自宅外通学開始月分)・家主の署名と押印・発行日
※5 居住証明書	・不動産業者(管理会社含む)又は家主発行のもの、奨学生が生計維持者と別に居住していることを証明するものに限る ・居住証明書の提出が困難な場合は、入居申込書や火災保険等の保険契約申込書のコピー(入居者欄に生計維持者の記載のないものに限る)に代えることが可能 ※住民票、免許証や在留カードを居住証明として取り扱うことはできません(改氏名等の証明としてコピーの提出は可)
※6 契約期間外の証明	契約書の契約期間が切れている場合は以下のいずれかの追加書類が必要(自動更新欄のみの提示は不可) ・当該物件について奨学生名義の公共料金の領収書コピー(契約期間が更新された以降の月のもの) ・家賃の領収書(※4)(不動産業者・家主発行、奨学生宛) ・奨学生の居住証明書(※5)(コピー可、不動産業者又は家主発行のもの) ・更新した賃貸借契約書の写し(※3)
※7 個人間の賃貸借契約	親戚の持家に住んでいる等、賃貸借契約書が発行されない場合に自宅外の証明となるもの 本人又は生計維持者契約の場合は上表チャートのE又はFに準ずる。第三者契約の場合は区分C又はDに準ずる。 ・奨学生又は生計維持者と家主間の賃貸借契約書に代わる取決めがわかるものを提出 【記載項目】家賃を支払っている物件の住所・奨学生氏名・入居日・契約期間・月額家賃・家主の署名・本人の署名・契約日 ・提出できない場合は自宅外通学であることを証明することができないため自宅通学とする。 ■機構で書式を準備しておりますのでご利用ください。「賃貸借契約証明書(個人間)兼居住証明書」

◆◆チェックシート◆◆

全てに✓がない場合提出ができません
(賃貸借契約書・更新契約書または入寮証明書
については該当箇所を✓ください)

学校提出日

月 日

提出前に記入漏れ等がないよう確認してください。

届出用紙や添付書類に不備がある場合は、自宅外月額への変更処理が遅れます。

(通学形態変更届(自宅外通学))

	チェック項目	☒ チェック
1	奨学生番号や氏名,学校名は記入されていますか? 4月より進学予定で,進学届提出前に本届を提出する場合は採用候補者決定通知登録番号を記入してください。 進学届を提出済で奨学生番号が付されていない場合は,採用候補者決定通知登録番号と進学届提出日を記入してください。(在学採用者は奨学生番号のみ記入)	☐
2	氏名欄は自署していますか?(印字は不可です)	☐
3	自宅外への入居日は記入していますか?記入している入居日を基準に自宅外通学に係る審査を行います。 なお、支給開始年月より遡った自宅外月額の支給はありません。	☐
4	賃貸借契約書(入寮証明)等に記入されている契約期間を記入してください。	☐
5	同居の生計維持者の転居により自宅外要件を満たす場合は、自宅外要件を満たす年月日を自宅外への入居日欄に記入してください。 ※生計維持者の転居により自宅外申請を希望する場合は、賃貸借契約書記載の貸主・仲介業者等に、 生計維持者と①別居した年月と②別居である旨 を記載した「居住証明書」を発行してもらっていますか? フリーレント(家賃特約)がある場合は、 何月分の家賃から発生しているか家賃発生年月日 を記入してください。	☐
6	生計維持者①②に記入漏れはありませんか。2人いる場合は①②とも記入が必要です。	☐
7	主に通学しているキャンパスの住所は記入していますか?	☐
8	自宅外要件を満たしているかどうか確認していますか? 当てはまるものに ☒ を記入してください。 ⑤を選択した場合は、学業継続に支障が生じる理由を記入してください。	☐
9	進学前に提出される場合、本様式に記載された学校が実際の進学先と異なる場合は進学先の学校で再提出が必要となります。	☐

(賃貸借契約書・更新契約書)

	チェック項目	☒ チェック
1	契約者・名義人は記載されていますか?	☐
2	契約者が奨学生本人ではない場合,入居者欄に奨学生本人が記載されていますか?	☐
3	生計維持者と同居していないことが確認できますか? 入居者欄に生計維持者の氏名がある場合、 奨学生のみ が居住していることが分かる居住証明書を貸主(不動産業者)に発行してもらって下さい。	☐
4	契約期間が切れている場合は,契約更新後の公共料金の領収書(奨学生本人名義)が添付されていますか?	☐
5	契約期間(更新期間含む)に入居日が含まれていますか?	☐
6	月額家賃が記載されていますか?	☐
7	※契約者が奨学生本人・生計維持者ではない場合 奨学生本人・生計維持者が家賃を負担していることがわかる領収書等の添付がありますか?	☐

(入寮証明書)

	チェック項目	☒ チェック
1	奨学生本人が入寮している記載がありますか?	☐
2	入寮日又は入寮期間が記載されていますか?	☐
3	入寮開始月から毎月寮費(部屋代)がいくら発生しているか確認できますか? ※水道光熱費等の負担のみで、部屋代の負担がない場合は、自宅外要件を満たさないため自宅外通学の申請はできません。 入寮証明書に寮費の記載がない場合は、寮費(部屋代)がかかることがわかる規定やパンフレット等の添付が必要です。	☐
4	入寮が義務付けされている場合は、その証明書を添付していますか? 自宅外要件⑤に入寮義務があることを記入してください。	☐
5	寮の所在地が記載されていますか?	☐